資料3

評価の観点や項目の整理について

アンケートで頂いたご意見

- 第2回WGでご報告した建設業団体を通じたアンケートにおいては、**経営事項審査におけるWの重要性**が指摘される一方で、多様な項目が含まれていることなどから、**Wとして何を重視していくのか、観点の明確化や項目の整理が重要ではないか**、といったご意見があった。

■建設業団体を通じたアンケート結果より ※第2回企業評価WG資料より抜粋

- **Wの項目**が多く複雑な感じがする。**真に評価すべき項目に整理集約**するべき【日建連会員企業】
- Wについて、行政施策（CCUSの普及、働き方改革、防災協定、若手、賃上げ、DX等）のインセンティブとして新項目が次々と追加されている。**特定の政策推進ツールとしての方向性に疑問**が残る。【日建連会員企業】
- Wは多様な政策目的を束ねる受け皿となっており、**項目が増えると一項目あたりの寄与が薄まる**。**政策的に重視する項目（CCUS・処遇改善等）はもっと評価すべき**と考える。【日建連会員企業】
- 「社会貢献」「企業の能力」「法令順守」「将来への投資」といった多くの性質の違う項目が入っていると認識している。W－1：担い手・人材　／　W－2：地域貢献　／　W－3：企業の持続可能性・社会的信頼といったように3分野に分け、**何をWとして評価するのかを明確にすべき**かと考える。【全建会員企業】
- Wについては、社会的要請の高い取組を評価できる点で意義がある。ただし、項目追加が続くと制度が複雑になり、企業側が何を優先すべきか分かりにくくなるため、**評価項目は目的を明確にし、企業が理解しやすい体系に整理**することが必要ではないだろうか。【全中建会員企業】
- 単純にWの比重を大きくするより、企業の将来性や社会的役割を適切に評価できる**項目を整理することが重要**と考える。【電設協会員企業】

今日的な建設業政策の方向性について（整理の観点）

国土交通省

- 持続的な建設産業の実現という観点からは、**「処遇・働き方」「人材確保・育成」「生産性向上」が重要な柱**と考えられるのではないか。
- 加えて、建設業の役割として、災害対応など**「地域貢献」という観点も重要**ではないか。

■「経済財政運営と改革の基本方針2026」（R8.7.21閣議決定）（抄）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

（3）戦略的な社会資本整備の推進

「強い経済」の実現には、危機管理投資・成長投資を支える社会資本を戦略的に整備することが重要である。

社会資本の整備に不可欠な建設産業における、フィジカルAIの導入を始めとする**生産性の向上**や、**賃上げ等の処遇改善**、**多様な人材の確保・活躍環境の整備**等を通じ、地域のインフラの整備力を強化する。

■「日本成長戦略」（R8.7.21閣議決定）（抄）

5. 労働市場改革

③講じるべき施策パッケージ

（略）

まず、17の戦略分野の投資促進により需要の高まる工場建設等を担う**人材の育成・確保**を図り、建設産業の供給力を向上させるため、建設分野において上記取組を進めるとともに、労務費の行き渡りの徹底や入職促進、DX推進に向けた支援を実施するほか、キャリアに応じた技能の向上等につながる資格取得の支援、建設キャリアアップシステムの普及促進を図る建設事業主等への助成等の支援を行う。

■第222回国会における国土交通大臣大臣所信（抄）（令和8年10月21日　衆・国土交通委員会）

さらに、十七の戦略分野等を下支えする建設産業の供給力強化に向け、民間工事を含め、第三次・担い手三法に基づく労務費の確保と行き渡りの徹底や「建設キャリアアップシステム」の利用拡大による**処遇改善**、**多様な人材の確保**のほか、工期の適正化や猛暑対策等による**働き方改革**を通じた担い手確保を推進するとともに、リ・スキリング支援やAI・ICTなどを活用したi-Construction2．0等による建設産業の**生産性向上**に取り組むとともに、技術者制度をはじめとする関連制度の合理化に向けた検討を進めてまいります。現場で働く方々が「この仕事に就いてよかった」と実感し、希望ある確かな人生設計を描ける、魅力的な建設産業の実現に向けて、先頭に立って取り組んでまいります。

経営事項審査

経営事項審査制度の主な変遷

国土交通省

- 経営事項審査制度は、公共工事の入札制度を合理化するべく、昭和36年に法制度化されて以降、数次の改正を経て、公共工事をめぐる不祥事が相次いでいたことを背景に、入札参加資格審査の透明性・客観性の向上を目指し、平成6年に公共工事を請け負う建設業者の受審が義務づけられた。
- また、建設業者の経営状況や技術力などを実態に即して適切に評価するべく、建設業界を取り巻く環境の変化を踏まえて、審査項目の改正を随時行ってきた。

経営事項審査制度の主な改正内容

昭和36年	**経営事項審査制度の法制化** 建設業法において、公共工事の入札に参加しようとする建設業者で許可行政庁に申し出をした者については、客観的事項の審査を行うことができることを規定
平成6年	**公共工事の元請となる建設業者に経営事項審査を義務付け** 公共工事入札資格審査の透明性・客観性向上を図る
平成20年	**審査項目の全面見直しと、虚偽申請対策強化** 公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に即した評価基準を確立し、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価、後押し
平成23年	**社会性等に係る審査項目の充実化** 建設機械保有状況、ISO取得状況等を評価項目に追加し、建設業者の多様な取組を評価、後押し
平成24年	**雇用保険・健康保険・厚生年金基金の未加入に対する減点措置の厳格化** 社会保険未加入対策
平成27年	**改正品確法の施行を踏まえた審査項目の見直し** 公共工事の担い手の中長期的な育成・確保等、改正品確法における発注者責務を踏まえた対応
令和3年	**新・担い手3法の全面施行を踏まえた審査項目の見直し** 改正建設業法において新設された監理技術者補佐や、技術者及び技能者の努力義務規定を踏まえた対応
令和5年	**業界課題に対する企業努力の評価適正化** 担い手の育成・確保の観点からワーク・ライフ・バランスの取組及びCCUSの活用状況を、環境配慮に関する取組としてエコアクション21の登録状況を審査項目に追加し、また災害対応力を適正に評価するため建設機械の評価対象を拡大
令和8年	**第三次・担い手3法等の産業の潮流を踏まえた審査項目の見直し** 持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準を見直し

その他の審査項目（社会性等）（W）の詳細

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77	0	－
建退共の加入状況	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入状況	15	0	平成6年
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5	0	令和5年
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10	0	令和5年
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5	0	令和8年
W2：建設業の営業継続の状況	60	−60	－
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	−60	平成23年
W3：防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4：法令遵守の状況	0	−30	平成20年
W5：建設業の経理の状況	30	0	－
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6：研究開発の状況	25	0	平成20年
W7：建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10	0	平成23年
合計（A）	237	−90	
W評点（A×10×175÷200）	2,073	−788	

総合評定値（P）＝$0.25X_1+0.15X_2+0.20Y+0.25Z+0.15W$

経営事項審査のWについて（項目の整理）

国土交通省

- 「処遇・働き方」「人材確保・育成」「生産性向上」「地域貢献」という観点から**Wの項目**を分類
- **「生産性向上」に関する項目が極めて少ない**ほか、**いずれの観点にも該当しない評価項目が存在**。また、**「処遇・働き方」「人材確保・育成」**については**該当項目があるが**、例えば、退職金等の評価にとどまっており賃金などを**直截に評価していない**など、今日的な課題に照らして**内容が妥当かどうかといった検証が必要**ではないか。

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況				
建退共の加入状況	○			
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	○			
法定外労災制度への加入状況	○			
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		○		
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況		○		
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	○	△		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	○	○		
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	○	○		
W2：建設業の営業継続の状況				
建設業の営業年数				△
民事再生法又は会社更生法の適用の有無				△
W3：防災活動への貢献の状況				○
W4：法令遵守の状況				
W5：建設業の経理の状況				
監査の受審状況				
公認会計士等数				
W6：研究開発の状況			△	
W7：建設機械の保有状況				○
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況				△

（参考）専門工事企業の施工能力等の見える化評価

「見える化」の評価項目【共通評価項目】

国土交通省

評価の表示	評価項目	評価方法	詳細内容	確認方法
基礎情報	建設業許可の有無	2段階評価	建設業許可の有無	CCUS
	建設業の許可年数	4段階評価	建設業の許可年数	別途申請
	財務状況等	4段階評価	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高（完成工事高）のデータにより財務評価を行う。	CCUS
	団体加入	2段階評価	団体加入の有無	別途申請
施工能力	建設技能者の人数	4段階評価	●申請する職種についての建設キャリアアップカードの保有者数 ●申請する職種についての所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合 ●申請する職種についての所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	CCUS ※最大請負金額、協力会社、表彰実績は、別途申請
コンプライアンス	法令遵守	2段階評価	●処分歴	別途申請（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認）
	社会保険加入状況		●社会保険加入状況	CCUS
	コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）		●従業員のコンプライアンス確保の取組 ●事業者自らのコンプライアンス確保の取組	別途申請

「見える化」の評価項目【選択評価項目例】

国土交通省

項目区分	評価内容	詳細内容
基礎情報（人材確保育成）	女性の確保育成状況	・女性技能労働者の人数、割合 ・えるぼし、くるみん認定・プラチナくるみん認定の取得の有無
	研修・訓練の実施状況	・職業訓練校の活用等
	建設技能者の定着率	・建設技能者の勤続年数（研修等の年間費用、訓練校の活用数、資格試験、受験者数　等）
基礎情報（地域貢献その他）	防災活動への貢献状況	・防災協定締結の有無
	国際標準化機構が定めた規格による登録状況	・ISO9001、ISO14001の登録の有無
	生産性向上・技術開発	・NETISの登録等の有無、その他生産性向上の取組
	民事再生法等の適用の有無	・民事再生法又は会社更生法の適用有無
	災害時対応	・BCP（事業継続計画）策定の有無
	経営力	・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定の有無
施工能力	建機の保有状況	・建機の経過年数、大型、小型の別の評価を個別に評価
	表彰	・優良工事表彰、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）での評価
	最大請負金額	・自社における１件あたりの最大請負金額
	協力会社	・協力会社に所属する建設技能者の数等
コンプライアンス（法令遵守・安全衛生）	労働時間	・直近の事業年度の1月平均の時間外労働時間
	安全関係団体加入状況	・建設業労働災害防止協会への加入の有無（COHSMSの導入の有無）
コンプライアンス（処遇・福利厚生）	給与制度	・月給制、日給月給制等の給与制度
	休暇制度	・週休日数制度
	労務管理	・就業規則の有無 ・36協定締結の有無

見える化評価制度の評価項目について（項目の整理）①

国土交通省

- 「処遇・働き方」「人材確保・育成」「生産性向上」「地域貢献」という観点から、**見える化評価制度**の評価項目を分類
- **いずれの観点にも該当しない評価項目が存在**。
- また、**「処遇・働き方」「人材確保・育成」**については**該当項目があるが**、今日的な課題に照らして**内容が妥当かどうかといった検証が必要**ではないか。

■共通評価項目

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
基礎情報				
建設業許可の有無				
建設業の許可年数				
財務状況等				
団体加入				

■選択評価項目の例

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
基礎情報（人材確保育成）				
女性の確保育成状況（女性技能者の人数・割合、えるぼし、くるみん認定等の有無）		○		
研修・訓練の実施状況		○		
建設技能者の定着率		○		
基礎情報（地域貢献その他）				
防災活動への貢献状況				○
国際標準化機構が定めた規格による登録状況（ISO9001、ISO14001の登録の有無）				
生産性向上・技術開発（NETIS登録の有無　など）			○	
民事再生法等の適用の有無				△
災害時対応（BCP策定の有無）				△
経営力（中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定の有無）				

見える化評価制度の評価項目について（項目の整理）②

国土交通省

- 「処遇・働き方」「人材確保・育成」「生産性向上」「地域貢献」という観点から、**見える化評価制度**の評価項目を分類
- **いずれの観点にも該当しない評価項目が存在**。
- また、**「処遇・働き方」「人材確保・育成」**については**該当項目があるが**、今日的な課題に照らして**内容が妥当かどうかといった検証が必要**ではないか。

■共通評価項目

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
施工能力				
建設技能者の人数（CCUSカードの保有者数、レベル3以上の者の割合　など）		○		

■選択評価項目の例

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
施工能力				
建機の保有状況				○
表彰（優良工事表彰、建設マスター）				
最大請負金額（自社における1件あたりの最大請負金額）				
協力会社（協力会社に所属する建設技能者の数等）				

見える化評価制度の評価項目について（項目の整理）③

国土交通省

- 「処遇・働き方」「人材確保・育成」「生産性向上」「地域貢献」という観点から、**見える化評価制度**の評価項目を分類
- **いずれの観点にも該当しない評価項目が存在**。
- また、**「処遇・働き方」「人材確保・育成」**については**該当項目があるが**、今日的な課題に照らして**内容が妥当かどうかといった検証が必要**ではないか。

■共通評価項目

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
コンプライアンス				
法令遵守（処分歴）				
社会保険加入状況	△			
コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）				

■選択評価項目の例

評価項目	処遇・働き方	人材確保・育成	生産性向上	地域貢献
コンプライアンス（法令遵守・安全衛生）				
労働時間（直近の事業年度の1月平均の時間外労働時間）	△			
安全関係団体加入状況（建設業労働災害防止協会への加入の有無）				
コンプライアンス（処遇・福利厚生）				
給与制度（月給制、日給月給制等の給与制度）	○			
休暇制度（週休日数制度）	○			
労務管理（就業規則の有無、36協定締結の有無）	△			